

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4</p> <p>1 「略」</p> <p>(1) 要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の間伐材生産(間伐材の生産)は、原木安定供給計画の参画事業実施主体が、体質強化・花粉削減計画の対象となる木材加工施設へ、A材及びB材を供給するために行う間伐とし、高知県体質強化・花粉削減計画及び同計画添付の原木安定供給計画、並びに高知県年度事業計画に基づき実施する事業であること。また、同表第1に定める<u>02</u>循環成長の間伐材生産(間伐材の生産)は<u>林業・木材産業循環成長対策事業構想及び事業計画に基づき実施する事業であるとともに、知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。なお、生産基盤強化区域の設定については、「路網整備に係る生産基盤強化(新設)区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)の規定に基づき定めるものとする。</u></p> <p>(2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が策定されていない森林であっても、<u>高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産等)実施基準第1</u>に定める要件を満たす場合は実施することができる。</p> <p>(3) 「略」</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> 「略」</p> <p>2 <u>間伐材生産(関連条件整備活動等)</u></p> <p><u>(1) 要綱別表第1に定める関連条件整備活動等については、間伐材の生産と一体的に実施すること。</u></p> <p><u>(2) 関連条件整備活動等のうち関連条件整備活動は、間伐材生産の対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の、事業実施主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる別紙1に掲げる経費とする。ただし、事業実施主体の自己所有林及び公有林(森林整備公社営林等公的機関が所有または管理する森林を含む。)については、補助対象としない。</u></p> <p><u>(3) 関連条件整備活動等のうち森林作業道整備は、3の路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域にお</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4</p> <p>1 「略」</p> <p>(1) 要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の間伐材生産(間伐材の生産)は、原木安定供給計画の参画事業実施主体が、体質強化・花粉削減計画の対象となる木材加工施設へ、A材及びB材を供給するために行う間伐とし、高知県体質強化・花粉削減計画及び同計画添付の原木安定供給計画、並びに高知県年度事業計画に基づき実施する事業であること。また、同表第1に定める<u>03</u>循環成長の間伐材生産(間伐材の生産)は<u>成長産業化事業構想、並びに</u>事業計画に基づき実施する事業であること</p> <p>(2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が策定されていない森林であっても、<u>要綱別表第1</u>に定める要件を満たす場合は実施することができる。</p> <p>(3) 「略」</p> <p><u>(4) 関連条件整備活動については、間伐材の生産と一体的に実施すること。</u></p> <p><u>(5)</u> 「略」</p> <p>2 <u>関連条件整備等(間伐材生産)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)「間伐材生産の対象森林の調査」「森林所有者の同意の取付け等」は、事業実施主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる別紙1に掲げる経費とする。ただし、事業実施主体の自己所有林及び公有林(森林整備公社営林等公的機関が所有または管理する森林を含む。)については、補助対象としない。</u></p> <p><u>(2) 関連条件整備活動として行う「森林作業道整備」は、間伐材生産と一体的に実施することとし、実</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>る路網の整備（共通事項）及び5の森林作業道に準じること。</u></p> <p><u>（4）関連条件整備活動等のうち鳥獣被害対策防止施設等の整備の実施にあたっては、高知県造林事業実施基準（14）のただし書きに準じること。</u></p> <p>3 <u>路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域における路網の整備（共通事項）</u></p> <p><u>要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の2路網の整備については、体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備、01体質強化・花粉削減のスギ人工林伐採重点区域における路網の整備については、体質強化・花粉削減計画に明記された「花粉の少ない森林への転換促進計画」に資するスギ人工林伐採重点区域における路網の整備、02循環成長の路網の整備は林業・木材産業循環成長対策事業構想及び事業計画に基づき実施する事業であること。</u></p> <p><u>また、原則、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施するものとし、選定経営体による間伐や人工造林等が計画されており、実施することが確実と見込まれていること。</u></p> <p>ただし、同表01体質強化・花粉削減の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道、<u>02循環成長の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道、2路網の整備、3低コスト再造林対策の関連条件整備活動等の森林作業道は、生産基盤強化区域外でも実施できるものとする。</u></p> <p><u>そのほか、路網整備の本体工事に係る実施設計、測量及び調査等については、別に知事が定める高知県木材安定供給推進事業「高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について」により積算するものとする。</u></p> <p>4 林業専用道（規格相当）について</p> <p>要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の2路網の整備、<u>3スギ人工林伐採重点区域における路網の整備及び02循環成長の路網の整備の林業専用道（規格相当）については、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。</u></p> <p>ア 高知県林業専用道作設指針（県の定める<u>林業専用道作設指針</u>）の基準を満たすこと。</p> <p>イ 建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない<u>場合や、外部に発注しないことにより事業</u></p>	<p><u>施にあたっては、5の森林作業道に準じること。</u></p> <p><u>（3）「鳥獣被害対策防止施設等の整備」は、間伐材生産と一体的に実施することとし、実施にあたっては、高知県造林事業実施基準（14）のただし書きに準じること。</u></p> <p>3 <u>林業専用道（規格相当）及び森林作業道に関する共通事項</u></p> <p><u>要綱別表第1に定める路網の整備については、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施するものとする。なお、生産基盤強化区域の設定については、「路網整備に係る生産基盤強化（新設）区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）の規定に基づき定めるものとする。</u></p> <p>ただし、同表01体質強化・花粉削減の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道は生産基盤強化区域外でも実施できるものとする。</p> <p>4 林業専用道（規格相当）について</p> <p>要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の2路網の整備については、<u>体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備で、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。</u></p> <p>ア 高知県林業専用道作設指針（県の定める<u>林業専用道の作設に関する指針</u>）の基準を満たすこと。</p> <p>イ 建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない<u>等の例外的な場合を除く。（注）建設事業</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等</u>の例外的な場合を除く。</p> <p>ウ 「略」</p> <p>エ 林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、<u>森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準</u>、<u>森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領</u>、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じること。</p> <p>オ 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において<u>間伐や人工造林等</u>を実施することが確実と見込まれること。</p> <p>カ～キ 「略」</p> <p>5 森林作業道について</p> <p>要綱別表第1に定める01 体質強化・花粉削減の2路網の整備、<u>3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備及び02 循環成長の路網の整備の森林作業道整備については</u>、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。</p> <p>ア 高知県森林作業道作設指針(県の定める<u>森林作業道作設指針</u>)の基準を満たすこと。</p> <p>イ 森林作業道整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、<u>森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準</u>、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、<u>森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準</u>、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)第5の4の(2)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部長通知)に準じるものとする。</p> <p>ウ <u>間伐や人工造林等</u>を実施する箇所までの到達路網を作設すること。</p> <p>エ 森林作業道の開設については、一体的に実施する<u>間伐や人工造林等</u>の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。</p> <p>ただし、「一定期間」とは、2年(当該森林作業道を利用して実施する<u>間伐や人工造林等</u>が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。</p>	<p><u>体とは、建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けた建設業者をいう。</u></p> <p>ウ 「略」</p> <p>エ 林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、<u>森林整備保全事業建設機械等賃料積算基準</u>、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じること。</p> <p>オ 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において<u>間伐等</u>を実施することが確実と見込まれること。</p> <p>カ～キ 「略」</p> <p>5 森林作業道について</p> <p><u>(1)要綱別表第1の01 体質強化・花粉削減の2路網の整備については、体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備で</u>、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。</p> <p>ア 高知県森林作業道作設指針(県の定める<u>森林作業道の作設に関する指針</u>)の基準を満たすこと。</p> <p>イ 森林作業道整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、<u>森林整備保全事業建設機械等賃料積算基準</u>、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準<u>及び</u>森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)第5の4の(2)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部長通知)に準じるものとする。</p> <p>ウ 人工造林等を実施する箇所までの到達路網を作設すること。</p> <p>エ 森林作業道の開設については、一体的に実施する人工造林等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。</p> <p>ただし、「一定期間」とは、<u>森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)1の(9)のアのとおり</u>2年(当該森林作業道を利用して実施する人工造林等が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、こ</p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6 森林作業道の機能強化</u></p> <p><u>要綱別表第1に定める02循環成長の路網の整備の森林作業道の機能強化については、自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の森林作業道に対して機能強化を実施できるものとし、5の森林作業道に準じること。</u></p> <p><u>7 関連条件整備（路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域における路網の整備）</u></p> <p><u>要綱別表第1に定める関連条件整備については、林業専用道（規格相当）、森林作業道整備、森林作業道の機能強化と一体的に実施することとし、対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の事業実施主体が路網整備に着手する上で直接必要となる、別紙1に掲げる経費とすること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8 低コスト再造林対策</p> <p><u>林業・木材産業循環成長対策事業構想及び事業計画に基づき実施する事業であること。なお、一貫作業システム、低コスト造林、下刈り、機械器具の整備、<u>関連条件整備活動等</u>については以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 共通</p> <p><u>ア 従来の造林と比べ、効率的・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものがあること。</u></p> <p><u>なお、事業に実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</u></p> <p><u>イ～エ 「略」</u></p> <p><u>オ 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。</u></p> <p>(2) 「略」</p>	<p>これらの計画期間内)とする。</p> <p><u>オ 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施すること。</u></p> <p><u>(2) 要綱別表第1の02循環成長の2路網の整備については上記(1)のア～オの要件をすべて満たすものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6 関連条件整備（路網の整備）</u></p> <p><u>「対象森林の調査」「森林所有者の同意の取付け等」は、事業実施主体が第4の4及び第4の5の路網整備に着手する上で直接必要となる、別紙1に掲げる経費とする。</u></p> <p><u>7 測量及び実施設計等（路網の整備）</u></p> <p><u>第4の4及び第4の5の路網整備の本体工事に係る実施設計、測量及び調査等については、別に知事が定める高知県木材安定供給推進事業「高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について」により積算するものとする。</u></p> <p>8 低コスト再造林対策</p> <p>一貫作業システム、低コスト造林、下刈り、機械器具の整備については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 共通</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア～ウ 「略」</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(3) 低コスト造林</p> <p>ア 「略」</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 「略」</p> <p>(4) ～ (5) 「略」</p> <p><u>(6) 関連条件整備活動等</u></p> <p>ア <u>関連条件整備活動等については、一貫作業システム、低コスト造林、下刈りのいずれかと一体的に実施すること。</u></p> <p>イ <u>関連条件整備活動等のうち関連条件整備活動は、対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の、事業実施主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる別紙1に掲げる経費や、長期受委託契約や基金造成等に要する経費とする。ただし、事業実施主体の自己所有林及び公有林（森林整備公社営林等公的機関が所有または管理する森林を含む。）については、補助対象としない。また、長期受委託契約や基金造成等に要する経費のうち、次のa又はbの経費区分及び内容については、この支援は1施行地につき1度のみとする。</u></p> <p><u>a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費</u></p> <p><u>b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費</u></p> <p>ウ <u>関連条件整備活動等のうち森林作業道整備は、3の路網の整備およびスギ人工林伐採重点区域における路網の整備（共通事項）及び5の森林作業道に準じること。</u></p> <p>エ <u>関連条件整備活動等のうち鳥獣被害対策防止施設等の整備は、高知県造林事業実施基準（14）のただし書きに準じること。</u></p> <p>第5～第10 「略」</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>附則</u></p>	<p>(3) 低コスト造林</p> <p>ア 「略」</p> <p><u>イ 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。</u></p> <p>ウ 「略」</p> <p>(4) ～ (5) 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5～第10 「略」</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>「新設」</u></p>

新旧対照表

新	旧
---	---

<p><u>令和7年 月 日から施行する。</u></p> <p>別紙1 「略」</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">転 用 制 限</p> <p>(森林所有者名) 様</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 <u>スギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備</u> 【5年間】</p> <p>4 「略」</p> <p>別添 「略」</p>	<p>別紙1 「略」</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">転 用 制 限</p> <p>(森林所有者名) 様</p> <p>「略」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 <u>造林</u> 【5年間】</p> <p>4 「略」</p> <p>別添 「略」</p>
--	--

新旧対照表

新	旧
---	---

別記
第1号様式
「略」

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等 (単位:円)

分野	年度		年度		合計	
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	ha	ha	ha	ha	
	2 路網の整備	m	m	m	m	
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	m	m	m	m	
02 循環成長	1 間伐材生産	ha	ha	ha	ha	
	2 路網の整備					
	林業専用道(規格相当)	m	m	m	m	
	森林作業道	m	m	m	m	
	森林作業道の機能強化	箇所	箇所	箇所	箇所	
	3 低コスト再造林対策					
	一貫作業	ha	ha	ha	ha	
	低コスト造林	ha	ha	ha	ha	
	下刈り	ha	ha	ha	ha	
	機械器具の整備	台	台	台	台	
合計						

別記
第1号様式
「略」

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等 (単位:円)

分野	年度		年度		合計	
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	ha	ha	ha	ha	
	2 路網の整備	m	m	m	m	
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	m	m	m	m	
02 循環成長	1 間伐材生産	ha	ha	ha	ha	
	2 路網の整備					
	林業専用道(規格相当)	m	m	m	m	
	森林作業道	m	m	m	m	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	3 低コスト再造林対策			■	■	■
	一貫作業	■	■	■	■	■
	低コスト造林	■	■	■	■	■
	下刈り					
	機械器具の整備					
合計						

新旧対照表

新	旧
---	---

第2 事業計画

(個別指標)

「略」

(注)

1～3 「略」

4 実施市町村は、事業を予定している市町村 ごと に記入すること。

5 路網の整備 やスギ人工林伐採重点区域における路網の整備 については、路線や箇所 ごとの開設延長及び定額の単価を「備考」欄に記入すること。

6～7 「略」

第3 年度計画及び事業別内容表

01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び設置名	森林の所在	森林所有者名	林小笠原業	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (ha・m)	単価 (円)	定額	事業費		
合 計												

- (注) (例示)
- 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 - 2 事業内容欄は、区域別で、間伐材の生産、関連条件整備活動等(関連条件整備活動、森林作業道整備、鳥獣被害対策防止施設の新設)の別に記載すること。
 - 3 「森林の所在」欄は、区域ごとに記入すること。
 - 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。
 - 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記載のうえ、単価を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。
 - 6 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 - 7 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。
 - 8 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

01 体質強化・花粉削減 2 路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在	森林所有者名	林小笠原業	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (m)	単価 (円)	定額	事業費		
合 計												

- (注)
- 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 - 2 「事業内容」欄は、林業専用道(規格相当)・森林作業道整備の別に記入すること。
 - 3 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。
 - 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。
 - 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記入すること。
 - 6 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 - 7 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。
 - 8 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

第2 事業計画

(個別指標)

「略」

(注)

1～3 「略」

4 実施市町村は、事業を予定している市町村 名 を記入すること。

5 路網の整備については、路線ごとの開設延長及び定額の単価を「備考」欄に記入すること。

6～7 「略」

第3 年度計画

01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考
			事業量	単価	事業費	補助金		
合 計								

- (注)
- 1 「費用対効果」欄については必要に応じて記載すること。
 - 2 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 - 3 事業内容欄は、区域別で、間伐材生産、森林作業道、関連条件整備の別に記載する。

01 体質強化・花粉削減 2 路網の整備 (単位:円)

番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考
			事業量	定額	事業費	補助金		
合 計								

- (注)
- 1 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 - 2 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 - 3 「事業内容」欄は、路網の整備(林業専用道(規格相当)・森林作業道)の別に記入すること。

新旧対照表

新

旧

0 1 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在	森林所有者名	林小間数量	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考	
							事業量 〔m〕	単価 〔円〕	定額	事業費	補助金			
合計														

(注) 1. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 2. 「事業内容」欄は、林業専用道（規格相当）・森林作業道（規格相当）を別記すること。
 3. 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。
 4. 「森林所有者名」欄は、森林の所在個々の森林所有者名を記入すること。
 5. 「事業量」欄は、執行個ごとに記入すること。
 6. 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 7. 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。
 8. 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

0 2 循環成長 1 間伐材生産 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び路線名	森林の所在	森林所有者名	林小間数量	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考	
							事業量 〔ha・m〕	単価 〔円〕	定額	事業費	補助金			
合計														

(注) 1. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 2. 事業内容欄は、区域別で、間伐材の生産、関連条件整備活動等（関連条件整備活動、鳥獣被害対策防除設備の整備）の別に記載すること。
 3. 「森林の所在」欄は、区域別ごとに記入すること。
 4. 「森林所有者名」欄は、森林の所在個々の森林所有者名を記入すること。
 5. 「事業量」欄は、執行個ごとの数量を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。
 6. 「単価」欄は、関連条件整備活動等（森林作業道整備）がある場合は別記すること。
 7. 「定額」欄は、区域の単価を記入すること。
 8. 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。

0 2 循環成長 2 路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在	森林所有者名	林小間数量	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考	
							事業量 〔m・箇所〕	単価 〔円〕	定額	事業費	補助金			
合計														

(注) 1. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 2. 「事業内容」欄は、林業専用道（規格相当）・森林作業道整備、森林作業道の機能強化の別に記入すること。
 3. 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。
 4. 「森林所有者名」欄は、森林の所在個々の森林所有者名を記入すること。
 5. 「事業量」欄は、執行個ごとに記入すること。
 6. 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 7. 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。
 8. 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

0 1 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考	
			事業量	単価	事業費	補助金			
合計									

(注) 1. 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 2. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 3. 「事業内容」欄は、「路網の整備（林業専用道（規格相当）・森林作業道）」を別記すること。

0 2 循環成長 1 間伐材生産 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考	
			事業量	単価	事業費	補助金			
合計									

(注) 1. 「費用対効果」欄については必要に応じて記載する。
 2. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 3. 事業内容欄は、区域別で、間伐材生産、森林作業道、関連条件整備の別に記載する。

0 2 循環成長 2 路網の整備 (単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考	
			事業量	定額	事業費	補助金			
合計									

(注) 1. 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。
 2. 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
 3. 「事業内容」欄は、「路網の整備（林業専用道（規格相当）・森林作業道）」を別記すること。

新旧対照表

新	旧
---	---

0.2 循環成長 3 低コスト再造林対策 (単位:円)													
番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び位置	造林の面积	造林の位置	林小間設置	年度計画					費用対効果分析 の結果	備考
							事業量 [ha/年]	植栽	植栽 [本/ha]	定植	事業費		
合 計													
(注) <u>1</u> 「削減」 <u>2</u> 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。 <u>3</u> 「事業内容」欄は、区域別で、 <u>二重作業、低コスト再造林、下刈り、機械器具の整備、関連条件整備活動等</u> 〔関連条件整備活動、森林作業整備、鳥獣被害対策防止施設の整備〕の別に記入すること。 <u>4</u> 「造林の开始」欄は、区域ごとに記入すること。 <u>5</u> 「造林の完了」欄は、造林の完了年までの造林完了年を記入すること。 <u>6</u> 「事業費」欄は、執行年度に記載のうえ、前項を記載する場合は小数字以下第2位まで記入すること。 <u>7</u> 「科目」欄は、関連条件整備活動等〔森林作業整備〕がある場合のみ記入すること。 <u>8</u> 「削減」欄は、削減した金額別に記入すること。 <u>9</u> 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算出すること。 <u>10</u> 「補助金」欄は、平年実績を効り数で示すこと。													
※ 「略」													

0.2 循環成長 3 低コスト再造林対策 (単位:円)								
番号	事業実施主体	事業内容	年度計画				費用対効果 分析の結果	備考
			事業量	単価	事業費	補助金		
合 計								
(注) <u>1</u> 「費用対効果」欄については必要に応じて記載する。 <u>2</u> 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。 <u>3</u> 事業内容欄は、区域別で、 <u>集材、植栽、関連条件整備</u> の別に記載する。								
※ 「略」								

新旧対照表

新	旧
---	---

(削除)

第4 事業知内容表

0.1 体質強化・新設削減 1 間伐材生産

事業実施主体	区域の名称	森林の所在	森林所有人名	面積 ha	事業費 円	補助金の交付額 円	林小規模事業費 円	備考
注								

- (注)
- 1 「森林の所在」欄は、執行地ごとにそれぞれ記入すること。
 - 2 「森林所有人名」欄は、森林の所在ごとの森林所有人名を記入すること。
 - 3 「面積」欄は、執行地ごとに、小数点以下第4位まで記入すること。
 - 4 「事業費」欄及び「補助金の交付額」欄は、事業実施主体ごとに算定すること。
 - 5 「補助金の交付額」欄は、千円未満を切り捨てること。

0.1 体質強化・新設削減 2 路網の整備

事業実施主体	事業種目	路線名	延長 km	開設経年 年	面積 ha/m	事業費 円	補助金の交付額 円	備考
	林業専用道 (専任用可)整備							
	森林作業道整備							
注								

(注) 事業種目は別表に路線ごとに記入すること。

0.1 体質強化・新設削減 3 次等人工林伐採重点区域における路網の整備

事業実施主体	事業種目	路線名	延長 km	開設経年 年	面積 ha/m	事業費 円	補助金の交付額 円	備考
	林業専用道 (専任用可)整備							
	森林作業道整備							
注								

(注) 事業種目は別表に路線ごとに記入すること。

0.2 経費成長 1 間伐材生産 (間伐材の生産)

事業実施主体	区域の名称	事業種目	森林の所在	森林所有人名	面積 ha	事業費 円	補助金の交付額 円	林小規模事業費 円	備考
注									

- (注)
- 1 「森林の所在」欄は、執行地ごとにそれぞれ記入すること。
 - 2 「森林所有人名」欄は、森林の所在ごとの森林所有人名を記入すること。
 - 3 「面積」欄は、執行地ごとに、小数点以下第4位まで記入すること。
 - 4 「事業費」欄及び「補助金の交付額」欄は、事業実施主体ごとに算定すること。
 - 5 「補助金の交付額」欄は、千円未満を切り捨てること。

0.2 経費成長 2 路網の整備

事業実施主体	事業種目	路線名	延長 km	開設経年 年	面積 ha/m	事業費 円	補助金の交付額 円	備考
	林業専用道 (専任用可)整備							
	森林作業道整備							
注								

(注) 事業種目は別表に路線ごとに記入すること。

0.2 経費成長 3 林コスト削減林対策

事業実施主体	区域の名称	森林の所在	森林所有人名	面積 ha	事業費 円	補助金の交付額 円	林小規模事業費 円	備考
注								

- (注)
- 1 「森林の所在」欄は、執行地ごとにそれぞれ記入すること。
 - 2 「森林所有人名」欄は、森林の所在ごとの森林所有人名を記入すること。
 - 3 「面積」欄は、執行地ごとに、小数点以下第4位まで記入すること。
 - 4 「事業費」欄及び「補助金の交付額」欄は、事業実施主体ごとに算定すること。
 - 5 「補助金の交付額」欄は、千円未満を切り捨てること。
 - 6 「事業費」欄及び「補助金の交付額」欄は、千円未満を切り捨てること。
 - 7 「備考」欄には、林業関係、水質、環境面又は大気、防災上の留意事項を記入すること。

※ 該当のメニュー以外は無効としてください。